

総務警察委員会記録

開催日時 平成26年2月19日(水) 13:02~15:18

開催場所 第1委員会室

出席委員 9名

中野 雅史 委員長
藤野 良次 副委員長
井岡 正徳 委員
大国 正博 委員
乾 浩之 委員
森山 賀文 委員
山村 幸穂 委員
奥山 博康 委員
荻田 義雄 委員

欠席委員 なし

出席理事者 林 奈良県理事兼危機管理監
浪越 総務部長
野村 地域振興部長
辻本 南部東部振興監
久保田 観光局長
原山 警察本部長
柘植 警務部長
太田 生活安全部長
堂藤 刑事部長
大森 交通部長
林 警備部長 ほか、関係職員

傍聴者 3名

議 事

(1) 2月定例県議会提出予定議案等について

(2) その他

<質疑応答>

○中野委員長 それでは、ただいまの説明及び報告、またはその他の事項も含めまして、質疑があればご発言を願いたいと思います。委員の皆様、挙手をお願いしたいと思います。

山村委員、どうですか。

○山村委員 それでは、簡単に2点お聞きしたいと思います。

1点目ですけれども、県庁舎の清掃の業務委託を受けておられる業者の方が、実は私のところに、相談にお越しになりました。お話をいろいろとお聞きしておりましたら、ぜひ県の対応をただしてくださいと言われましたので、お伺いしたいと思います。

県が発注する業務委託を請け負っておられますが、その従業員の方は10年弱勤めておられるのですけれども、残業手当はもらったことがないということで、タイムカードもないし就業規則も見せてもらったことがないという実態であり、労働基準監督署にも訴えられました。労働争議ということで、最終的には労働審判という形で協議をなされたことになっているのですが、この方自身はそれで解決することになって、一定の残業代をもらわれているわけですけれども、同僚の方々が全くそのような状況になっていないということで、このままでは労働者の権利が守られないということです。そのような実態がある業者であるにもかかわらず、国の高齢者雇用の助成金を受け取っており、このようなことが許されるのか、やはり県がしっかりとした対応をすべきではないのかとおっしゃっておりました。労働者の権利を守ってきちんと法令を遵守することは当然のことだと思いますので、この点はきちんと調査をなさらなくてはならないと思っております。

それと、この業者の仕事のことで同時に訴えておられますのは、貯水槽の清掃業務もなさっているそうですけれども、飲料水になってくると、清掃の業務を担当する場合には、当然、清掃員の検便検査が厚生労働省の通達などによって決められているわけで、その結果については実施している作業員と違う方の検査結果が報告されている状況があるということです。そのことについても県はきちんと調査をしているのかと訴えておられました。そのような問題がありますので、県の対応を伺いたいと思います。

もう1点は、県の文化会館ですけれども、最近レストランが廃業され、多くの皆さんから大変不便で困っているという声を聞いております。特に国際会議場ということでいろいろな催しもありまして、私たちもよく利用させていただきますけれども、お見えになった方がちょっと休憩するのに利用したり、コーヒーを飲んだりお話をしたりという形で利用されているのですけれども、食事をとられる方も結構いらっしゃると思うのですが、文化会館の中にそういう施設がなくなって、周りに飲食店などありませんし、利用する場所

がなく大変困っているということで、今後どのようにこの問題を解決されていくのか伺いたいと思います。

以上、2点お願いします。

○木村管財課長 県庁の清掃業務を受託している事業者についてでございますけれども、基本的に、先ほどおっしゃいました賃金等については、労働基準監督署の指導権限に当たると考えております。

ただ、2点目に言われました、清掃業務の中で委託しております貯水槽の関係、清掃業者の清掃時の対応等についてご報告させていただきます。県庁では、建築物における衛生的環境の確保に関する法律で定める衛生環境基準に従って県庁舎を維持するために日常清掃、定期清掃、それから空気環境の測定、飲料用貯水タンクの清掃、ネズミ、虫等の防除業務等を事業者をお願いしているところでございます。事業者は、委託されたこれらの業務を、関係法令、国が定めた要領を遵守しながら、奈良県が示しております仕様書に基づいて実施していただくことになっております。

お尋ねの貯水槽の清掃も、作業員には6カ月ごとの検便が義務づけられております。健康状態不良な者が作業に従事しないこととなっております。県庁での業務の実施に当たっては、事前に業者から作業計画書において作業予定者、検便結果を現在提出させているところでございます。なお、作業後に作業報告書においても、作業員、作業の状況を報告させることで適切に履行されていることを確認しているところでございます。また、作業当日は、私ども職員も立ち会いを行っているところでございます。

ただ、山村委員がおっしゃるような、健康状態のよくない者が実際に作業しているかどうかについては、飲料水のことでもありますし、万が一問題があれば非常に大きな事柄にもなりますので、その部分については業者に事実の確認をしていきたいと思っております。以上でございます。

○竹田文化振興課長 文化会館のレストランについてでございますけれども、昭和43年の開館当初から営業を行ってきたところでございます。しかし、ここ近年、経営不振の中で県と事業者におきまして経営改善努力等を行ってきたわけでございますけれども、平成25年12月末をもって閉店したところでございます。

現在、レストランにつきましては、その跡地を飲食可能な休憩・待合施設として、また、観光情報等の情報提供場所として活用しております。来場者からの一定の評価も得ているところでございますが、館内では食事提供を望まれる声も多々ございます。それにつき

まして検討してまいりました。そこで、平成27年度に着手予定でございます文化会館のリニューアル工事、あわせて耐震の改修工事までの暫定期間ではありますが、この4月1日より館内での弁当販売等を実施するために、現在事業者を公募しております。こういったことで来場者のサービスの向上に努めたいと考えているところでございます。

なお、今申し上げました平成27年度着手予定の同館のリニューアル改修工事等では、文化会館の新しい機能としてどのような施設、形態がよいのかにつきまして、今後検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○山村委員 回答いただきましてありがとうございます。最初の清掃業務のことにつきましては、お答えいただきましたように、飲料水の問題ですから、最近はノロウイルスですとか、いろいろ感染症の問題も各地で問題になっておりますので、きちんとした対応を求めたいと思います。調査をしていただきまして、その結果も報告していただきたいと思えます。

それから、職員の労働条件に関しましては労働基準監督署が担当だとおっしゃいましたけれども、県が発注する事業ということで、今後、公契約条例ということも県では考えていただいていると思うのですけれども、下請で、そういう形で県が発注する事業の受託業者の従業員の方の労働条件です。賃金の問題や社会保険の問題などを県としては考えていかれる方向だと聞いているのですけれども、きちんと労働条件を守っていくことができるように、監視を強めていただくことで、その点もあわせてまた求めていきたいと思えますので、考えていただきたいと思えます。

文化会館のレストランの件につきましては今後検討されていくということでもありますので、県民の皆さんの要望、ご意見などをしっかりと聞いていただきまして、国際会議場にふさわしいものになるようお願いしておきたいと思えます。

以上で終わります。

○大国委員 私からは1点、質問をさせていただきます。

質問に入る前に、先週末の大雪によりまして、職員の皆様には大変ご努力等、取り組みをいただいておりますが、県内でも全国的にも、少し被害等も拡大している状況もございまして、冒頭、心からお見舞いを申し上げたいと思えます。

こういった広範囲にわたる雪害、あるいはこれまで本会議等でも質問してまいりました地震や風水害等々、災害対策について、ますます多様化する状況の中で取り組みを強化していかななくてはならないという立場から、1点ご質問をさせていただきたいと思えます。

先ほど奈良県地域防災計画の見直しについてご報告をいただきました。非常に詳細にわたり、見直しをかけていただいております。その中身におきましては、やはり命を守るということを最重要課題として取り組んでいただいております。最も大事な自助というものをいかに強めていくか、そのための公助でなくてはならないということで進めていただいておりますが、そのような中で、私ども公明党といたしましてもこれまで力を入れてまいりましたけれども、各市町村議員とのヒアリングの中で少し気になった点がございまして、質問をさせていただきたいと思っております。

まずは、防災システムについてでございますけれども、今、各市町村から災害の状況等の報告は紙ベースで行われているとお聞きしております。時代の変化に伴って、今はもうICTの時代でありまして、タイムリーに、そしてまた瞬時に、こういったものを活用して情報システムを運用されている自治体がふえてまいりました。特に、調べてみますと、隣の和歌山県は去年の9月にこの防災システムを導入されました。

この防災システムでございますけれども、このようなことをおっしゃってございます。和歌山県ですけれども、県内の30市町村の担当者が、避難情報の発令をよりよく判断できるように導入されたと。紀伊半島大水害の際、もっと細かい情報があれば明るいうちに避難を呼びかけることができた、今回の防災システム運用でこれまで以上に正確な避難勧告を出せるようになると、本当に前向きに取り組んでいらっしゃる事が報道されておりました。また、加えて、現在利用している気象庁の降水量予想が最大6時間先までなのに対し、新しいシステムの導入で最大51時間先までの雨量予想が出せるようになったと。土砂災害が起こる危険の指標となる累積降水量予測をグラフで示せるようになったという利点等も報告されている状況でございます。

こういった各市町村との連携の手段とともに、市町村の側から見ると、もう一つは、お隣や周辺の市町村の状況がわからないという不安材料があることも聞かせていただいております。こういったことから、先ほど申し上げたように、災害は広範囲に起こりますので、周りの状況の情報を含めて、やはり県としてもその支援をやっていく必要があるのではないかと考えている次第でございます。

加えて、先ほど松山知事公室次長からご説明いただいた公共情報コモンズでございますけれども、これは、ご承知のように、ICTを活用して災害時の避難勧告、避難指示など、地域の安心安全に関するきめ細かな情報の配信を一括、簡素化して、テレビ、ラジオなどのさまざまなメディアを通じて地域住民に迅速かつ効率的に提供することを実現するもの

と言われております。となりますと、先ほど申し上げたように、市町村の情報を出す、どれをどういうタイミングで出すかが非常に重要になってまいりますので、このようなことも含めて、現状と今後の取り組みについてお尋ねしたいと思います。

○中澤防災統括室長 奈良県の防災情報システムに関するお問い合わせでございます。

現在、本県の防災に関する情報システムといたしましては、気象予測警報といった災害情報を自動かつ一元的に発信する機能のみになってございます。このため、市町村からの被害状況の報告ですとか、避難勧告の発令の状況という情報につきましては、現在のところ、委員がお述べのとおり、防災ファクスあるいは電話等で、紙ベースで収集しているところでございます。

まさにおっしゃったとおりで、ICTの技術の進歩によりまして、県と市町村間で迅速かつ相互に情報のやりとりができる、共有できるシステム、また市町村からの被害情報等につきましても瞬時に県へ報告できるシステムが多くの県で運用、開発されているところでございます。県といたしましても、今後、こういった防災情報システムについて検討していくべきと考えております。

考えるべき防災情報システムでございますけれども、まずは県と市町村が被害状況等を共有できると。おっしゃっていただきましたように、ほかの市町村がどうなっているのかという状況を市町村ごとで情報を共有していただけることが避難勧告の発令等につきましても非常に参考になると考えますので、まずそういった情報の共有という機能が必要かと思っております。

それから、公共情報コモンズのこともおっしゃっていただきました。住民の方向けには自治体やメディアが参加して、災害情報等を集約、共有いたしまして、テレビ、ラジオ、インターネット等の媒体で住民の方に情報発信できる公共情報コモンズでございますけれども、これらの利用にもよりまして、大規模な災害時にも迅速に市町村の方々にも対応していただけるようなシステムを目指すべきと考えてございます。

防災情報システムの情報を市町村とやりとりしよういたしますと、大量のデータを送受信できる情報ネットワークが必要になってまいります。今年度、防災行政無線のデジタル化のための基本構想の検討を現在しておりまして、実はこの中でも、新しい防災情報システムに関しましても検討を始めたところでございます。今後、市町村の方々にご説明あるいは市町村の方々のご意見を伺いまして、小規模な市町村の事務負担にも配慮が必要かと思っておりますので、そのような点にも配慮をいたしまして、防災情報システムの導入あるいは公

共情報コモンズの利用に向けまして検討を進めていきたいと考えております。以上でございます。

○大国委員 ありがとうございます。ぜひとも、災害はいつ起こるかわからないということからも検討を進めて、スピード感を持ってお願いしたいと思います。

このことについて、危機管理監からもご所見があればと思いますけれども、知事は私の平成24年12月定例会の代表質問におきまして、より具体的、実地的な避難勧告等の発令基準の策定が進むよう市町村と連携をしていきたいと思っておりますと答弁されました。その次です、発令基準自身は市町村長の責任でございますが、それをできるだけ自信を持ってしていただけるようなサポートを県としてはしていきたいという考えから、今のような作業をしておりますと、見直しをやっていきますというのが知事の最後の答弁でございました。

今申し上げたことから、県には市町村が、周りがどうなんだ、自分自身の住んでいる、担当している自治体がどう今、判断すべきなのかということを決定するための総合的なあらゆる角度からの情報提供をぜひともお願いしたいと思っておりますが、最後に危機管理監、何かご所見がございましたらお願いしたいと思っております。

○林奈良県理事兼危機管理監 防災情報のことにつきましては、今かなり具体的なところまで突っ込んだやりとりをしていただきまして、私もそのとおりだと思っております。

それで、その後お述べになりました事柄ですけれども、現在、先ほどもちょっと言いましたけれども、今年度は県の地域防災計画の見直しと、条例の制定ということで取り組みを行っております。災害時に一番ウエートが高いのは人命を守ること、それが、すなわち避難にも直結する話ですけれども、そここのところについては、役割分担から言いますと、県というよりはやはり市町村が本当に責任を持って担当されていることとなります。したがって、県の今回の取り組みで決して完結するわけではなくて、その後で、市町村の防災計画の見直しということの特に関心を持って人命避難というところに最重点を置いて、これは県も加わって一緒にサポートしながら市町村と取り組んでいきたいと思っております。紹介されました知事のご発言もそのとおりかと思っておりますけれども、そうした認識で実際に役に立つような生きた防災対応ということで、県と市町村で力を合わせてやっていきたいと思っております。

○乾委員 警察本部に質問したいと思っております。

平素は県民の安心安全、また生命、財産を守っていただいておりますことに対しまして、心から感謝と敬意を表するところでございます。

さて、この前、新聞で、警察署の統廃合といいますか、田原本警察署と天理警察署が再編整備されることを拝見しました。田原本警察署がなくなることに對して反対ではないのですけれど、ただ、場所が遠くなり治安が悪くなるのではないかと懸念しているところがございます。町民の方からこのようなことをして治安が悪くなり生活が大丈夫かという話も聞いていますので、その辺をもう一度詳しく、警務部長にお聞きしたいと思います。

○**柘植警務部長** 警察署の再編整備につきましては、昨年6月の定例県議会におきまして警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例を可決していただいたところでございます。これを受けまして本年3月3日から、今、委員からお話がありました天理警察署と田原本警察署に加えまして、桜井警察署と宇陀警察署、吉野警察署と中吉野警察署につきまして再編整備を実施する予定でございます。

住民の方から不安の声があったというご指摘もいただいております。私ども県警察といたしましては、今回の再編整備によりまして小規模警察署の脆弱な捜査体制が解消され、初動捜査体制の強化、夜間などの事件、事故への対応の強化などが図られるものと考えております。

また、田原本警察署や宇陀警察署、吉野警察署は、警察庁舎として建物は存続いたしますし、生活安全、刑事、交通の専務警察官を引き続き配置いたします。交番、駐在所も従来の体制を維持しますし、住民サービスの観点からは、運転免許証更新をはじめとする各種許認可業務、相談業務なども従来どおり継続する予定でございます。

住民の方々への不安解消につきましては、これまでもさまざまな機会を通じてご説明を続けてきたところでございますが、引き続き説明を続けるとともに、再編整備後も事件、事故の防止など、質の高い治安サービスを提供しますとともに、住民の方々の体感治安の向上などに鋭意努めてまいりたいと考えている所存でございます。よろしく願いいたします。

○**乾委員** ありがとうございます。サービスの低下にならないように頑張ってくださいたいと要望して、終わりたいと思います。

○**中野委員長** ご苦勞さまでした。

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、これを持ちまして質疑を終わらせていただきたいと思います。

なお、当委員会所管事項に係る議案が追加提出される場合には、当委員会を定例会中の

3月4日の本会議終了後に再度開催させていただくこととなりますので、あらかじめご了承を願いたいと思います。

これをもちまして本日の委員会を終わります。ご苦労さまでした。